

桑名市人権問題に関する意識調査業務選定基準書

1. 総則

本書は、桑名市人権問題に関する意識調査業務を選定するための基準を示すものである。

2. 審査機関

(ア) 審査は、桑名市人権問題に関する意識調査業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）が実施する。

(イ) 委員会は、事業者から提出された提案書について『桑名市人権問題に関する意識調査業務選定基準書』（以下「選定基準書」という。）に基づき評価する。

3. 選定基準

委員会は選定基準書に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最優秀提案事業者を選定するために技術面および価格面の観点で評価する。

4. 選定方法および得点配分について

(ア) 選定方法

要求事項に基づく提案内容から評価する技術点、見積金額から評価する価格点を指標として、以下「5. 技術点、価格点の採点方法について」により算出された技術点、価格点の合計点が最も高いものに決定する。ただし、以下の条件を満たすことを前提とする。なお、最高得点が2者以上の場合は、技術点が上位の者を最優秀提案事業者とする。

【前提条件】

- ・ 価格が予算の範囲内であること。
- ・ 履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。
- ・ 技術点が54点以上であること。

(イ) 技術点、価格点の配分

合計100点満点とし、得点配分は以下のとおりとする。

技術点	提案書評価点	90点
価格点	価格点	10点
	合計	100点

5. 技術点、価格点の採点方法について

(ア) 技術点の採点方法について

評価採点基準は図表01に示す5段階とし、評価分類および評価点数は図表02のとおりとする。

図表 01

評価内容	採点基準
評価が高い	配点 × 1.00
やや評価が高い	配点 × 0.80
普通	配点 × 0.60
やや評価が低い	配点 × 0.40
評価が低い	配点 × 0.20

図表 02

評価分類	評価点数
1.全体的な方向性	10
・当該業務の基本的な考えに基づいているか	
2.運営方針	20
・業務の趣旨・目的を理解した方針であるか	
・円滑に業務を運営できる方針が示されているか	
3.実施体制	20
・企画提案を確実に遂行できる体制か	
・適切かつ安定した人員の配備及び組織能力はあるか	
4.企画提案	40
・実施要領、仕様書の業務範囲及び内容に合致しているか	
・本業務の趣旨に対して的確か	
・計画的かつ実現可能性のあるものか	
・創意工夫にあふれ、独創性があるか	
合計	90

(イ) 価格点

見積金額の価格点は 10 点満点とし、以下の計算式で算出する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最低見積金額}}{\text{当該見積金額}} \times 10 \quad (\text{小数点以下第 3 位を四捨五入})$$